

第1号議案資料

京都府

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に係る資源管理方針の変更について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

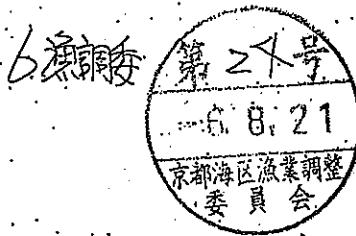
【添付資料】

資料1-1 特定水産資源（くろまぐろ）に係る資源管理方針の変更について（諮問）

資料1-2 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料1-3 京都府資源管理方針 別紙1及び別紙2新旧対照表

資料1-4 京都府資源管理方針 別紙1及び別紙2(変更後)



6水第390号
令和6年8月21日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に係る資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する知事管理区分について、下記のとおり変更したいので、同条第10項で準用する同条第4項の規定により諮問します。

記

- 1 知事管理区分のうち、「漁船漁業等（日本海）」を「漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）」へと変更する。
- 2 知事管理区分のうち、「漁船漁業等（その他海域）」を「漁船漁業等（その他）」と区分する。

担当	水産課漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992



6水第390号
令和6年8月21日

京都海区漁業調整委員会

会長 藤矢・護様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における
知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定める、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり変更することについて、同条第5項で準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分（旧）	知事管理区分（新）	漁獲可能量
小型魚	定置漁業	定置漁業	22.9 t
	漁船漁業等（日本海）	漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）	1.0 t
	漁船漁業等（その他海域）	漁船漁業等（その他）	0.1 t
	留保	留保	2.1 t
大型魚	定置漁業	定置漁業	28.41 t
	漁船漁業等（日本海）	漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）	0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	漁船漁業等（その他）	1.96 t
	留保	留保	1.33 t

担当	水産課漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

(資料1-3)

京都府資源管理方針別紙1及び別紙2新旧対照表

現行	変更案	摘要
(別紙1) 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)	(別紙1) 第1 特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)	太平洋側でまぐろはえ縄漁業を當む漁業者から、操業海域を太平洋沿岸(従来の管理区分:京都府漁船漁業等(その他海域))から日本海沿岸へ変更する申請があつたことを受け、知事管理区分を変更するもの。
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	なお、府内產地市場とは、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条に基づく市場(舞鶴地方卸売市場、宮津地方卸売市場、伊根地方卸売市場、間人地方卸売市場、網野地方卸売市場)である。
1 京都府定置漁業 (略)	1 京都府定置漁業 (略)	京都府漁船漁業等(府内產地市場(卸売市場(昭和46年法律第35号)第13条に基づき京都府知事の認定を受けた市場のこと)をいう。以下同じ。)へ出荷するもの)
2 京都府漁船漁業等(日本海)	2 京都府漁船漁業等(日本海)	(1) 当該知事管理区分を構成する事項
		ア 水域 中西部太平洋條約海域のうち日本海
		イ 対象とする漁業 漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(府内產地市場へ出荷するものに限る。)
		ウ 漁獲可能期間 周年
		(2) 漁獲量の管理の手法等

	(略)
3 京都府漁船漁業等 (その他海域)	3 京都府漁船漁業等 (その他_____)
(1) 当該知事管理区分を構成する事項	(1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域
イ 対象とする漁業 漁船漁業等	イ 対象とする漁業 漁船漁業等 (府内产地市場へ出荷するもの) を除く。)
ウ 漁獲可能期間 周年	ウ 漁獲可能期間 周年
（2）漁獲量の管理の手法等 (略)	(2) 漁獲量の管理の手法等 (略)
	※ただし、上記2及び3の知事管理区分について は、令和6管理年度において適用することとし、令和 7管理年度以降の設定については、同管理年度開 始までに改めて検討することとする。
	第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府 に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保 (0.1トン未満は四捨五入する)する。ただし、京都 府漁船漁業等(その他海域)により資源管理を実 行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9 割について、京都府定置漁業、京都府漁船漁業 等(日本海のそれぞれに)のそれをそれぞれに

95%、5%の比率で割当てる。 農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保権については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。	95%、5%の比率で割当てる。 農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保権については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。
第4 漁獲可能量による資源管理に関する事項 (略)	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)
第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)	第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)
第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)	第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府府定置漁業 (略) 2 京都府府定置漁業等 (日本海 _____)	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府府定置漁業 (略) 2 京都府府定置漁業等 (府内产地市場(卸売市場 法(昭和46年法律第35号)第13条に基づき京都府 知事の認定を受けた市場のこと)をいう。以下同じ。)へ 出荷するもの)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項		(1) 当該知事管理区分を構成する事項	
ア 水域	中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ 対象とする漁業 漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)	ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ 対象とする漁業 漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(府内产地市場へ出荷するものに限る。)	ア 水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ 対象とする漁業 漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)
ウ 漁獲可能期間	周年	ウ 漁獲可能期間	周年
(2) 漁獲量の管理の手法等	当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中(イの場合を除く。) 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日	(2) 漁獲量の管理の手法等	当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中(イの場合を除く。) 陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 対象とする漁業 漁船漁業等	イ 対象とする漁業 漁船漁業等(府内产地市場へ出荷するも のを除く。)
ウ 漁獲可能期間 周年	ウ 漁獲可能期間 周年
(2) 漁獲量の管理の手法等 (略)	(2) 漁獲量の管理の手法等 (略)
※ただし、上記2及び3の知事管理区分について は、令和6管理年度において適用することとし、令和 7管理年度以降の設定については、同管理年度開 始までに改めて検討することとする。	※ただし、上記2及び3の知事管理区分について は、令和6管理年度において適用することとし、令和 7管理年度以降の設定については、同管理年度開 始までに改めて検討することとする。
第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府 に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留 保(0.1トン未満は四捨五入する)し、0.5割を京都 府漁船漁業等(その他_____に配分する。残りの9 割について、京都府漁船漁業等(日本海 _____に配分する混獲管理のための漁 獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当ること とする。 農林水産大臣により知事管理区分への配分量 が変更された場合には、必要に応じて関係者との 協議の上配分する。留保枠については、知事管理 区分における資源管理の取組状況、当該特定水 産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除	第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府 に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留 保(0.1トン未満は四捨五入する)し、0.5割を京都 府漁船漁業等(その他_____に配分する。残りの9 割について、京都府漁船漁業等(府内产地市場 へ出荷するものに配分する混獲管理のための漁 獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当ること とする。 農林水産大臣により知事管理区分への配分量 が変更された場合には、必要に応じて関係者との 協議の上配分する。留保枠については、知事管理 区分における資源管理の取組状況、当該特定水 産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除

し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。	し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。
第4 漁獲可能な量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)	第4 漁獲可能な量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略)
第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)	第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (府内産地市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条に基づき京都府知事の認定を受けた市場のことをいう。以下同じ。)へ出荷するもの)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(府内産地市場へ出荷するものに限る。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等（その他）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するものを除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

※ただし、上記2及び3の知事管理区分については、令和6管理年度において適用することとし、令和7管理年度以降の設定については、同管理年度開始前に改めて検討することとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業、京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (府内産地市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 13 条に基づき京都府知事の認定を受けた市場のことをいう。以下同じ。)へ出荷するもの)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域で日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(府内産地市場へ出荷するものに限る。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 (その他)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(府内産地市場へ出荷するものを除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

※ただし、上記 2 及び 3 の知事管理区分については、令和 6 管理年度において適用することとし、令和 7 管理年度以降の設定については、同管理年度開始前に改めて検討することとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5 割を留保(0.1 トン未満は四捨五入する)し、0.5 割を京都府漁船漁業等(その他)に配分する。残りの 9 割について、京都府漁船漁業等(府内産地市場へ出荷するもの)に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当てることとする。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第2号議案資料

京都府

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 小型機船底びき網漁業（手縄第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））の制限措置等について（諮問）

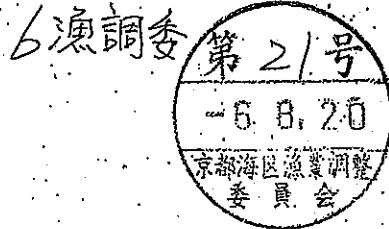
資料2-2 別紙（制限措置等）

資料2-3 小型機船底びき網漁業（手縄第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

資料2-4 別紙（制限措置等）

資料2-5 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）

資料2-6 別紙（制限措置等）



6水事第367号

令和6年8月20日

京都海区漁業調整委員会
会長 蘭矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手縄第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年11月1日から令和6年11月30日まで

制限措置：別紙のとおり

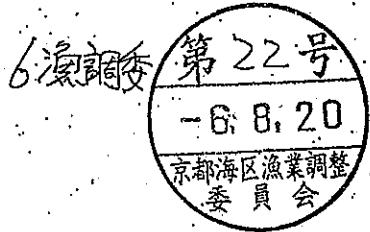
許可の有効期間：令和7年1月1日から令和12年12月31日

担当	水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

<別紙>

(資料2-2)

漁業種類	許可又は起業の認可を すべき船舶等の数	船舶の 総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の 資格	条件
自家用餌料 ひき網漁業	10隻 (許可上限(15隻)か ら本年10月1日現在有効な 許可(5隻)を除いた 数)	5トン以下	京都府与謝郡伊根町青島 灯台から京都府舞鶴市博 奕岬灯台を見通した線以 南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有す る者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)共同漁業区域内においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。 (3)水深5mメートル以浅においては、操業してはならない(ただし、桃島と塔ヶ鼻を結んだ線以西の栗田湾及び黒崎と日置、里波見境界点を結んだ線以南の宮津湾を除く。) (4)次のア、イ、ウ、エ、工及びアの点を順次に結んだ線の内側においては操業してはならない。 ア 北緯35度37.69分 東経135度19.83分の点 イ 北緯35度35.19分 東経135度19.83分の点 ウ 北緯35度35.19分 東経135度17.33分の点 エ 北緯35度37.69分 東経135度17.33分の点



6水事第368号
令和6年8月20日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手縄第三種漁業（なまこけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年9月15日から令和6年10月15日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：許可日から5年間

担当	水産事務所
	漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

<別紙>

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 (許可上限 (247) 現行許可 (219) = 28)	制限措置			漁業を営む者の資格 漁業に関する 京都府漁業協同組合の同意 を得ている者	件 条
		船舶の総トン数	操業区域	漁業時期		
手縄第三種漁業 (なまこけた網漁業)	28件	5トン以下	京共第1号 京共第2号 京共第3号 京共第4・6号 京共第5・6号 京共第8号 京共第11号 京共第12号 京共第14号 京共第15号 京共第16号 京共第19号 京共第27号	1.2月1日から 翌年5月31日まで 1.2月1日から 翌年5月31日まで 1月1日から 4月30日まで 1.2月15日から 翌年4月30日まで 1.2月15日から 翌年4月30日まで 1.1月15日から 翌年3月31日まで 1.2月1日から 翌年5月31日まで 1.2月1日から 翌年5月31日まで 1.2月1日から 翌年4月30日まで 1.2月1日から 翌年4月30日まで 1.2月1日から 翌年4月30日まで 1.2月1日から 翌年4月30日まで 1.1月20日から 翌年2月末日まで	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 免許漁業の妨害をしてはならない。
					(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
					(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南 の舞鶴湾に限る。	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 免許漁業の妨害をしてはならない。



6 水事第369号
令和6年8月20日

京都海区漁業調整委員会
会長 菅矢 譲様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について
(諮問)

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年9月1日から令和6年9月30日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：3年間（令和6年11月1日から令和9年10月31日まで）

担当	水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

<別紙>

制限措置	内 容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	（許可上限（13）-現行許可（11）=2） 2件
操業区域	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 (北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点)</p> <p>イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 (北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点)</p> <p>ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 (北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点)</p> <p>エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 (北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点)</p> <p>[緯度・経度表記は世界測地系による]</p>
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者
条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあっては標識灯火を、昼間にあっては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。 (3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。 (4) 網の目合は12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。

事務局

第3号議案 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議に提出する要望議題について

【理由】

当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題について、御審議をお願いします。

【添付資料】

1 クロマグロの資源管理について

資料3-1 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

資料3-2 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

3 ミニボート、水上バイクの安全対策について

資料3-3 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

4 漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について

資料3-4 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

参考資料 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック会議 《資料2》「令和6年度要望事項に
ついて」（京都海区関係分抜粋）

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等	
	<p>平成30年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg未満)及び大型魚(30kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やし操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ており、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>また、令和3年6月からは、委員会指示により、遊漁者のクロマグロ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>さらに、本年5月以降、日本海側でクロマグロ大型魚が多数来遊し遊漁採捕量が増加したことで、時期別採捕数量が設定期間当初から1週間を経ずに上限に達し、採捕禁止期間が公示される状況であり、公示後もクロマグロ遊漁の疑義情報が複数件あった。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施し、漁業、遊漁関係者への規制遵守を図るため、下記事項を要望する。</p>
	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可の在り方や承認の条件、運用について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。

- 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底し、上限数量に達した場合、採捕禁止規制を遵守するよう監視し違反者への対応を強化すること。
- 5 資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を明確にすること。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等	
<p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全な操業及び航行の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安心して操業できるよう下記事項を要望する。</p>	
記	
1	<p>大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁船の設備、漁労技術等の進歩が十分勘案されたものになっていない。</p> <p>沿岸漁業者がまき網漁業者による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けることが無いよう見直しを行うこと。</p>
2	<p>沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図るとともに、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。</p>
3	<p>海上運航、安全確保の観点から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、<u>レーダー</u>等も併用し安全航行・事故防止に努めること。</p>

- 4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団が、トラブル無く漁場利用を進めていくための話し合いの場を定期的に開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として、事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	ミニボート、水上バイクの安全対策について
提案理由、要旨等	
<p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。<u>また、水上バイクは小回りが利き機動性が高い反面、高速走行、急旋回等の危険行為により事故が増加している。いずれも基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</u></p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記事項を要望する。</p>	

記

- 1 ミニボート、水上バイクに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ユーザーに対する安全講習会の受講を義務付ける等、全てのユーザーが基本的な安全知識を確実に習得し、法令、規則を遵守できるよう働きかけていくこと。
- 2 海面利用者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び、夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。
- 3 ユーザーの把握、組織化を推進し、漁業をはじめ海面利用者の妨げにならない実効性のある対策を講じること。

令和 6 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。この様な状況のなか、今般の漁業改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約 3 割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC 対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合に TAC 数量が超過してしまうこと、TAC 魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、については、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 漁業者が、TAC 制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSY ベースでの漁獲量管理を行わないこと。 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TAC による管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間 	

等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。

- 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。
- 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心を開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

令和5年度（第51回）

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

日 時 令和5年10月12日（木）

場 所 山口県下関市 シーモールパレス

全国海区漁業調整委員会連合会

《資料2》

令和6年度要望事項について

新規要望	○継続要望
議題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>平成30年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg未満)及び大型魚(30kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理(属人管理)することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、令和3年6月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、一部の遊漁船業者及び遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p>	

記

- 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。
- 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。
- 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。
- 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。
- 5 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。

新規要望	○継続要望
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等	
<p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進歩が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。 2. 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図るとともに、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3. 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に務めること。 4. 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話し合いの場を定期的に開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。 	

新規要望	<input checked="" type="radio"/> 継続要望
議題	ミニボートの安全対策について
提案理由、要旨等	
<p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>ついで、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p>	

記

- 1 ミニボートに関する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。
- 2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。

○新規要望	継続要望
議題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。この様な状況のなか、今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約3割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超えることにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついては、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、新たな資源管理計画推進に向けたロードマップに基づくTAC魚種の拡大、水政審等における検討状況と今後の見通しについて、関係者への報告と説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種毎に生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心開発するとともに、新技术開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 	

報告事項（1）

事務局

大中型まき網漁船の舞鶴漁港への入港状況について

【内 容】

令和6年1月1日現在、本府沖合にて操業が許可されている大中型まき網漁船は7隻有り、所属先である石巻漁業(株)、東洋漁業(株)、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株)、輪島漁業生産組合の全てが、当委員会が従前より要望書を提出しております「中部日本海まき網漁業協議会」に加入しています。

令和5年度の舞鶴漁港の入港状況について、若葉漁業(株)、共和水産(株)、東海漁業(株)、輪島漁業生産組合の所属船が、延べ73回入港しており、主に運搬船からの水揚げや、本船、火船などの休息停泊に利用されています。

昨年度は輪島漁業生産組合所属船の入港回数が多い傾向にあり、月間では12月の入港が最も多かったです。

【添付資料】

報告資料 令和5年度大中型まき網漁船舞鶴漁港入港実績

参考資料 大中型まき網漁業許可船名簿 (R6.1.1現在)

令和5年度(R5.4~R6.3) 大中型まき網漁船舞鶴入港実績

大中型まき網漁業許可		船名	総トン数	船舶籍
許可番号	氏名又は名称			
	第三海幸丸	194	鳥取県境港市	
	第十六海幸丸	85	鳥取県境港市	
	第二十二海幸丸	103	鳥取県境港市	
	第三十三海幸丸	299	鳥取県境港市	
	第三十五海幸丸	300	鳥取県境港市	
	第三十八海幸丸	300	鳥取県境港市	
1458	共和水産(株)	第三十八大師丸	110	鳥取県境港市
1228	東海漁業(株)	第八洋洋丸	135	鳥取県境港市
1138	若葉漁業(株)	第一わかば丸	135	島根県松江市
		第五わかば丸	85	島根県松江市
		第六わかば丸	85	島根県松江市
		第十八わかば丸	231	島根県松江市
		第一輪島丸	99	石川県輪島市
		第八輪島丸	99	石川県輪島市
		第十六輪島丸	286	石川県輪島市
		第十七輪島丸	260	石川県輪島市
1668	輪島漁業生産組合	第十八輪島丸	135	石川県輪島市

* 京都府漁協作成の入出港調査表から集計

(月間入港回数)

年間合計
161
131
100
72
66
11
91
16
41
16
11
13
16
16
44

大中型まき網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、許可番号1000番台は水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第1班まで、許可番号8000～9000番台は水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班までご連絡下さい。

(管理調整課許可漁業第1班)

電話番号:03-5510-3307(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(国際課かつお・まぐろ漁業班)

電話番号:03-6744-2364(直通)

FAX番号:03-3591-5824

(令和6年1月1日現在)

◎操業区域は最下部参照。

許可番号	氏名又は名称	船 名	総トン数	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域
1008	(株)波一水産	第六十一波一丸	199	1そうまき	1
1018	日東水産(株)	第三十一日東丸	325	1そうまき	1
1028	(株)不動丸水産	第二十一不動丸	199	1そうまき	1
1038	(有)林丸	第一林丸	19	2そうまき	1
1048	(有)林丸	第二林丸	19	2そうまき	1
1058	(代)杉山水産(株) 外2者	第一成進丸	19	2そうまき	1
1068	(代)杉山水産(株) 外2者	第二成進丸	19	2そうまき	1
1078	(有)幸運丸	第十七幸運丸	19	2そうまき	1
1088	(有)幸運丸	第十八幸運丸	19	2そうまき	1
1098	(株)福島漁業	第六十三惣寶丸	279	1そうまき	1, 4
1108	(株)福島漁業	第八十三惣寶丸	329	1そうまき	1, 2
1118	東洋漁業(株)	第三十一源福丸	199	1そうまき	1, 4, 5, 6, 8
1128	(株)不動丸	第十一不動丸	300	1そうまき	1
1138	若葉漁業(株)	第一わかば丸	135	1そうまき	4, 5, 6, 8
1148	エテルナ・ワロー(株)	第五十三共漁丸	80	1そうまき	1, 7
1158	(代)石巻漁業(株) 外1者	第二十一たいよう丸	135	1そうまき	1, 4, 5, 6
1168	(有)阿波屋漁業	第十八開運丸	300	1そうまき	1
1178	(株)福島漁業	第八十八惣寶丸	300	1そうまき	1, 2
1188	のぞみ漁業(株)	第二十八野村丸	329	1そうまき	1, 8
1198	(株)石田丸漁業	第六十八石田丸	311	1そうまき	1
1208	昭徳水産(株)	第十八昭徳丸	199	1そうまき	1, 8
1228	東海漁業(株)	第八光洋丸	135	1そうまき	1, 4, 5, 6, 8
1238	(株)儀助漁業	第八共徳丸	199	1そうまき	1
1248	(株)儀助漁業	第八十一共徳丸	300	1そうまき	1, 8
1258	(代)大祐漁業(株) 外1者	第八十八天王丸	199	1そうまき	1, 4, 6, 8
1268	大栄水産(株)	第八十二大栄丸	199	1そうまき	1, 6, 8
1278	大栄水産(株)	第八十一大栄丸	199	1そうまき	1, 8
1288	東洋漁業(株)	第十一源福丸	199	1そうまき	1, 8
1298	東洋漁業(株)	第八源福丸	199	1そうまき	1, 4, 6, 8

※

※

※

1328	(株)タイガ	18大河	19	1そうまき	1
1348	(有)福栄丸漁業	第六福栄丸	199	1そうまき	1
1358	大濱漁業(株)	第八大演丸	80	1そうまき	1
1378	丸成漁業(株)	第十一海栄丸	199	1そうまき	1
1388	丸徳漁業(株)	第三十一全徳丸	199	1そうまき	1
1408	廣屋水産(株)	第八十八稻荷丸	199	1そうまき	1
1418	(株)角石漁業	第八十八角石丸	329	1そうまき	1
1428	昭徳水産(株)	第二十一昭徳丸	135	1そうまき	1, 8
1448	(株)石田丸水産	第七十八石田丸	199	1そうまき	1
1458	共和水産(株)	第三十八大師丸	110	1そうまき	1, 4+5, 6, 8
1468	(代)(株)浜平漁業 外1者	浜平丸	135	1そうまき	1, 2, 8
1478	(有)新田漁業	第七新丸	300	1そうまき	1
1498	伊東丸漁業(株)	第三十一伊東丸	19	2そうまき	1
1508	伊東丸漁業(株)	第三十二伊東丸	19	2そうまき	1
1518	(株)嘉法丸	第一嘉法丸	19	2そうまき	1
1528	(株)嘉法丸	第二嘉法丸	19	2そうまき	1
1538	(有)土屋水産	第一清栄丸	19	2そうまき	1
1548	(有)土屋水産	第二清栄丸	19	2そうまき	1
1558	(有)正福丸	第一正福丸	19	2そうまき	1
1568	(有)正福丸	第二正福丸	19	2そうまき	1
1578	(有)恵比寿丸漁業	第一恵比寿丸	18	2そうまき	1
1588	(有)恵比寿丸漁業	第二恵比寿丸	18	2そうまき	1
1598	(有)義栄丸	第一義栄丸	19	2そうまき	1
1608	(有)義栄丸	第二義栄丸	19	2そうまき	1
1618	(株)後藤漁業部	第一八幡丸	19	1そうまき	1
1628	(有)金星	第二十一きんせい丸	199	1そうまき	1
1638	(株)清八屋漁業	成田不動丸	270	1そうまき	1
1648	(株)治郎吉漁業	第二御嶽丸	86	1そうまき	1
1658	(有)山仙丸漁業	第七十八山仙丸	300	1そうまき	1
1668	(代)輪島漁業生産組合 外2者	第十八輪島丸	135	1そうまき	1, 4, 4+5, 6, 8
1678	(株)伊藤商店	第十八喜代丸	199	1そうまき	1, 8
1688	海幸水産(株)	第八菊光丸	58	1そうまき	1, 3
1698	開成水産(株)	第二十一昭徳丸	135	1そうまき	8
1708	(代)大師丸漁業(株) 外1者	第八大師丸	135	1そうまき	1, 2, 8
1718	(代)大師丸漁業(株) 外1者	第十八大師丸	135	1そうまき	1, 2, 4, 6, 8
1728	(株)桑原水産	第五十六金比羅丸	80	1そうまき	1, 3, 7
1738	清洋水産(株)	第一清勝丸	199	1そうまき	1, 2, 8
1748	清洋水産(株)	第一祐生丸	19	1そうまき	1
1758	大祐漁業(株)	第五十八天王丸	80	1そうまき	3, 6, 7, 8
1768	安土大網(株)	第十一大洋丸	48	1そうまき	3
1778	エテルナ・ワロー(株)	第六十五共漁丸	80	1そうまき	3, 7
1788	(株)タカスイ	第三十七金比羅丸	80	1そうまき	1, 3, 7
1798	塩月漁業(株)	第七金比羅丸	49.63	1そうまき	3, 8

1808	大黒水産(有)	第21大黒丸	49	1そうまき	3, 8
1818	(株)ハマヒロ	69乙丸	48	1そうまき	7
1828	大祐漁業(株)	第八十一王丸	199	1そうまき	1, 6, 8
1838	共和水産(株)	第一光洋丸	135	1そうまき	1, 4, 4+5, 6+8
1848	大師丸漁業(株)	第三十八大師丸	110	1そうまき	1
1858	海興水産(株)	第一神陽丸	80	1そうまき	6, 7, 8
1878	開成水産(株)	第二十一かいせい	138	1そうまき	1, 8
1888	富栄海運(有)	第八十一昭徳丸	80	1そうまき	6+7, 8
1898	富栄海運(有)	第三十一昭徳丸	199	1そうまき	8
1908	(有)柏木水産	第八十八哲丸	76	1そうまき	7
1918	(株)酢屋商店	第一寿和丸	250	1そうまき	1, 2, 4
1928	(株)酢屋商店	北勝丸	300	1そうまき	1, 2, 4
8001	極洋水産(株)	第五わかば丸	383	1そうまき	1+9
8002	大慶漁業(株)	第一大慶丸	498	1そうまき	1+9
8003	極洋水産(株)	第六わかば丸	349	1そうまき	1+9+10
8005	兼井物産株式会社	第十八源福丸	349	1そうまき	1+9
8006	代表者 大慶漁業(株)外1名	第二たいよう丸	489	1そうまき	1+9
8007	福一漁業(株)	第128福一丸	349	1そうまき	1+9
8008	大倉漁業(株)	第三十八常磐丸	760	1そうまき	9+10
8010	太神漁業(株)	第八十一福一丸	760	1そうまき	1+9+10
8011	(株)永盛丸	永盛丸	349	1そうまき	1+9
8013	福一漁業(株)	第八十八福一丸	760	1そうまき	9
8014	極洋水産(株)	第七わかば丸	760	1そうまき	9
8015	大倉漁業(株)	第十八常磐丸	349	1そうまき	1+9
8017	東海漁業(株)	第八十八光洋丸	760	1そうまき	9+10
8018	太神漁業(株)	第八十三福一丸	760	1そうまき	9
8021	極洋水産(株)	第十一わかば丸	760	1そうまき	9
8022	明豊漁業(株)	第三十六昇喜丸	349	1そうまき	9
8023	住吉漁業(株)	第五十五岬洋丸	499	1そうまき	9
8024	(株)いちまる	第十八松友丸	760	1そうまき	9+10
8025	明豊漁業(株)	第八十八明豊丸	499	1そうまき	9
8026	宮丸漁業(株)	第十八宮丸	499	1そうまき	9
8028	兼井物産(株)	第八十一源福丸	760	1そうまき	9
8029	共和水産(株)	第七十八光洋丸	760	1そうまき	9+10
8030	八興漁業(株)	第三十五八興丸	499	1そうまき	1+9
8031	大倉漁業(株)	第二十八常磐丸	349	1そうまき	9
8034	南洋水産(株)	第十五岬洋丸	349	1そうまき	9
8035	八興漁業(株)	第二八興丸	349	1そうまき	9
9001	八興漁業(株)	第二八興丸	349	1そうまき	10
9003	兼井物産(株)	第十八源福丸	349	1そうまき	10
9008	住吉漁業(株)	第十五岬洋丸	349	1そうまき	10
9009	大倉漁業(株)	第十八常磐丸	349	1そうまき	10

※は水産業体质強化総合対策事業又は漁業・養殖業復興支援事業に基づき試験操業を行うための起業の認可。
この他、起業の認可4件。

(操業区域)

- 1 北部太平洋海区
千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)
- 2 中部太平洋海区
千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間に
おける海域
- 3 南部太平洋海区
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間におけ
る海域(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第16条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域(以下、「瀬
戸内海の海域」という。)を除く。)
- 4 北部日本海海区
石川県珠洲市禄剛崎灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域
- 5 中部日本海海区
石川県珠洲市禄剛崎灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間に
おける海域
- 6 西部日本海海区
最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者
原崎突端及び同県対馬市神崎灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線と
の両線間における海域(瀬戸内海の海域を除く。)
- 7 九州西部海区
日本海における東経129度59分53秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経127度59分53秒
の線、北緯27度14秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
- 8 東海黄海海区
最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域
- 9 太平洋中央海区
東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179
度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域
(南シナ海の海域を除く。)
- 10 インド洋海区
南緯19度59分35秒以北(東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59
分36秒以北)のインド洋の海域

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。

報告事項（2）

事務局

京都府漁場利用協定について

【内容】

令和6年7月20日に京都府漁場利用協定が関係者間において締結の上、改定・更新されましたので報告します。

【添付資料】

報告資料2-1 京都府漁場利用協定地区協議会の結果概要について

報告資料2-2 「京都府漁場利用協定」新旧対照表

報告資料2-3 「京都府漁場利用協定書」(写)

京都府漁場利用協定地区協議会の結果概要について

1 開催日時 令和6年7月1日(月) 午後2:00~3:10

2 開催場所 京都府水産事務所 3階 研修室

3 出席者 別添、出席者名簿のとおり(略)

4 会議概要 司会) 永井課長

挨拶) 葦矢会長、府漁協 千賀次長、京釣協 大島代表理事

【協議事項】 議事進行) 本多次長

(1) 京都府漁場利用協定の締結、更新について

・令和3年7月締結後の3年間、協定に係る大きなトラブル等は無く、締結更新への異議に関する発言なし。

(2) 締結団体からの意見要望事項の確認と検討

[主な確認事項]

①大グリ、浦島礁、34海区、白石礁での遊漁開始時間及び錨止め禁止時間の尊守。

②プレジャーボートへの協定内容周知のための、府内、府外のマリーナ等関連施設への啓発活動強化。締結団体としての啓発活動を再開。

[主な検討事項]

①大グリの光力制限の緩和。(委員会指示の制限内容と同様にするなど)

②34海区について、元は禁漁区として漁業者が守ってきたマダイの保護区であることを重要視し、今後緩和に関する要望には慎重に対処する。

(3) 京都府漁場利用協定の更新手続きに向けた提案について

・提案を受け入れ、本日協議した意見要望内容については、締結後の継続案件とし、現行内容から冠島西側定置網(保護対象である定置漁業権削除)周辺の漁場を削除した協定書(案)の内容で、7月20日付け締結のうえ更新する旨承諾された。

(4) その他

・協定書(案)の内容で、期日までに締結更新事務を進めるため、協議会終了後各締結団体出席者と漁調委との間で、締結団体代表者会議の日程について協議の上、7月11日(木)に府漁協本所での開催を決定した。

「京都府漁場利用協定」新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

現行(旧)	改正後(新)
(地区協議会) 第8条 本協定の円滑な運用を図るため、次の海区(別記1)ごとに地区協議会を置く。 (1) A海区(大グリ～冠島) (2) B海区(34海区～白石礁～浦島礁) (3) C海区(タカグリ～テンバグリ・シモグリ～竹グリ)	(地区協議会) 第8条 本協定の円滑な運用を図るため、次の海区(別記1)ごとに地区協議会を置く。 (1) A海区(大グリ) (2) B海区(34海区～白石礁～浦島礁) (3) C海区(タカグリ～テンバグリ・シモグリ～竹グリ)
(協定の有効期間と改廃等) 第9条 本協定の有効期間は、令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間とする。	(協定の有効期間と改廃等) 第9条 本協定の有効期間は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間とする。
別記1 [漁場の位置(世界測地系)] 2 冠島西側定置網(京定第8号)周辺区域 次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線及び陸岸によつて囲まれた区域とする。 ア 北緯35度40.92分、東経135度25.33分の点 イ 北緯35度41.05分、東経135度24.95分の点	別記1 [漁場の位置(世界測地系)] 2 (削除)

ウ 北緯35度41.54分、東経135度25.15分の点	
エ 北緯35度41.40分、東経135度25.50分の点	
オ 北緯35度41.31分、東経135度25.50分の点	
別記2 「漁場毎の制限」	
○ 冠島西側定置網(京定第8号)周辺区域について ◆火光利用(遊漁)のできる期間 9月～翌年3月15日	

別記2 「漁場毎の制限」
(削除)

京都府漁場利用協定書

京都府漁業協同組合(以下「甲」という。)、京都釣船業協同組合(以下「乙」という。)、京都府小型船安全協会(以下「丙」という。)及びマリンレスキューネット(以下「丁」という。)は、遊漁に係る漁場利用に関して、沿岸漁場整備開発法の規定に基づき、次のとおり漁場利用協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、トラブルの防止と水産資源の保護及び環境保全を図るとともに、相互の共存関係を構築して、秩序ある漁場利用を確立することを目的とする。

(対象区域と制限)

第2条 本協定の対象区域は、「京都府海面」の全域とする。

2 漁場ごとの制限は、別記1に記載した漁場で別記2に定める内容とする。

3 光力の大きさは、京都海区漁業調整委員会指示の内容のとおりとする。
(本協定に定める場合を除く。)

(責務の履行)

第3条 甲・乙・丙及び丁(以下総称して、「協定締結団体」という。)は、それぞれの構成員に対して本協定が遵守されるよう指導を行うものとする。

2 協定締結団体は、協定締結団体外の者に対して本協定の普及と参加者の拡大に努めるものとする。

(相互の尊重)

第4条 甲及び乙は、プレジャーボートが行う健全で安全な遊漁行為を尊重するものとする。

2 丙及び丁は、漁業や遊漁船業の正当な操業や遊漁案内業の妨げをしてはならない。

3 乙、丙及び丁は、漁業操業上の慣習を尊重するとともに、定置漁具にロープ等で船舶を固定したり、延縄漁業等の漁具の近くで投錨する等の行為をしてはならない。

(資源の保護)

第5条 協定締結団体は、水産資源を持続的に利用するため、マダイ・アカアマダイ・ヒラメ等の小型魚の再放流に努めるものとする。

(環境の保全)

第6条 協定締結団体は、まき餌の大量使用を避けるとともに、漁場や操業から引き上げる際は、ロープやテグス、ブイ等の漁具を残さず回収し、また釣餌やゴミ等も残さず回収して、持ち帰る等の環境保全に努めなければならない。

(標旗の掲示)

第7条 遊漁案内中及び遊漁行為は、次の識別した旗（概ね40cm以上）を船体の見やすい位置に掲揚するものとする。

- ・甲…桃色（漁業者で遊漁案内及び遊漁行為を行う者）
- ・乙…黄色
- ・丙及び丁…紫色（各団体やマリーナ等で使用している旗又はステッカー等がある場合は、これに代えることができる。）

(地区協議会)

第8条 本協定の円滑な運用を図るため、次の海区（別記1）ごとに地区協議会を置く。

- (1) A海区（大グリ）
- (2) B海区（3~4海区～白石礁～浦島礁）
- (3) C海区（タカグリ～テンバグリ・シモグリ～竹グリ）

- 2 地区協議会は、次に掲げる者（それぞれ5名以内とする。）で構成する。
 - (1) 漁業協同組合の組合員で漁業を営む者
 - (2) 漁業協同組合の組合員で遊漁船業を営む者
 - (3) その他遊漁船業を営む者
 - (4) プレジャーボート関係団体の役員又は構成員
- 3 地区協議会は、本協定の対象全域及び別記1に記載した漁場に關し、普及、監視、評価、利用等について協議し、その実効性の確保を図ることを目的とする。
- 4 地区協議会では、それぞれの立場を尊重して誠意をもって協議を進めるものとする。

（協定の有効期間と改廃等）

第9条 本協定の有効期間は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間とする。

- 2 本協定の改廃等は、地区協議会の意見を経て、協定締結団体の代表者において決する。

（違反者の措置）

第10条 本協定に違反する者がある場合は、協定締結団体の各代表者は所属構成員に対し必要な指導を行うほか、必要に応じ協定締結団体の各代表者でその処置を講ずる。

（調査等の協力）

第11条 協定締結団体は、公的機関等から資源や漁場利用及び安全対策等に関して調査要請等があった場合は、その協力に努めるものとする。

（疑義の解決）

第12条 本協定に定めのない事項や疑義を生じた場合は、協定締結団体は誠意をもつて解決を図るものとする。

本協定を証するために、協定締結団体と立会人が署名の上、各自1通を保持する。

令和6年7月20日

甲 京都府漁業協同組合

代表理事組合長

西川 潤之輔

乙 京都釣船業協同組合

代表理事

大曾秀彦

丙 京都府小型船安全協会

会長

原 久

丁 マリンレスキューグループ

代表

東 宣行

立会人

京都海区漁業調整委員会

会長

蓑矢 譲

別記1 [漁場の位置（世界測地系）]

1 大グリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度44. 04分、東経135度25. 71分の点
- イ 北緯35度43. 89分、東経135度26. 79分の点
- ウ 北緯35度42. 54分、東経135度26. 31分の点
- エ 北緯35度43. 21分、東経135度24. 95分の点

2 白石礁

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度49. 77分、東経135度16. 69分の点
- イ 北緯35度47. 67分、東経135度17. 18分の点
- ウ 北緯35度47. 25分、東経135度15. 31分の点
- エ 北緯35度48. 37分、東経135度14. 65分の点

3 蒲入沖つきいそ共同漁業権(京共第20号)区域

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度46. 48分、東経135度15. 72分の点
- イ 北緯35度47. 07分、東経135度16. 30分の点
- ウ 北緯35度46. 29分、東経135度17. 30分の点
- エ 北緯35度45. 80分、東経135度16. 50分の点

4 黒崎沖（マダイの里、34海区）

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度37. 69分、東経135度17. 33分の点
- イ 北緯35度37. 69分、東経135度19. 83分の点
- ウ 北緯35度35. 19分、東経135度19. 83分の点
- エ 北緯35度35. 19分、東経135度17. 33分の点

5 浦島礁

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度59. 19分、東経135度19. 83分の点
- イ 北緯35度59. 19分、東経135度23. 83分の点
- ウ 北緯35度56. 19分、東経135度19. 83分の点
- エ 北緯35度56. 19分、東経135度15. 83分の点

6 テンバグリ・シモグリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度47. 00分、東経134度55. 00分の点
- イ 北緯35度47. 00分、東経134度58. 30分の点
- ウ 北緯35度45. 50分、東経134度58. 30分の点
- エ 北緯35度45. 50分、東経134度55. 00分の点

7 タカグリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度43. 50分、東経134度57. 00分の点
- イ 北緯35度43. 50分、東経134度58. 20分の点
- ウ 北緯35度42. 50分、東経134度58. 20分の点
- エ 北緯35度42. 50分、東経134度57. 00分の点

8 竹グリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度40. 80分、東経134度53. 10分の点
- イ 北緯35度40. 80分、東経134度53. 50分の点
- ウ 北緯35度40. 40分、東経134度53. 50分の点
- エ 北緯35度40. 40分、東経134度53. 10分の点

別記2 [漁場毎の制限]

■遊漁のできる時間までは、協定区域内に入らない。■

○ 大グリについて

◆遊漁のできる時間 午前10時～午後10時

◆この区域の光力 3キロワット以内2個までとする。
メタルハライド灯の使用は禁止とする。

○ 白石礁について

◆遊漁のできる時間 午前10時～日没後2時間

ただし、午前10時～午前11時は錨止めする遊漁を禁止する。

○蒲入沖つきいそ共同漁業権(京共第20号)区域について

◆遊漁のできる時間 全日可

ただし、夜明け～午前11時は錨止めする遊漁を禁止する。

○ 黒崎沖(マダイの里、34海区)について

◆遊漁のできる期間 11月～翌年5月

(6月～10月は遊漁禁止、8月は漁業も禁止)

◆遊漁のできる時間 午前8時～午後7時

◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。

○ 浦島礁について

◆遊漁のできる時間 午前8時～日没

◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。

○ テンバグリ、シモグリについて

◆遊漁の禁止時間 午前4時～午前8時

ただし、3月～6月末の間で、日没～日の出前の間は、錨止めする遊漁を禁止する。

○ タカグリについて

◆遊漁の禁止期間 8月20日～10月末の間で、午後6時～午後8時の間は、錨止めする遊漁を禁止する。

○ 竹グリについて

◆遊漁のできる期間 11月～翌年3月

事務局

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動
結果について

【内 容】

令和6年8月8日付け6全漁調連第19号で、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について、同会会长から送付されましたので、報告します。

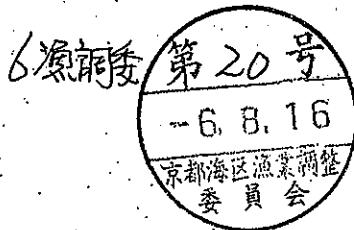
【添付資料】

報告資料3-1 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会
要望活動結果について（送付）

報告資料3-2 令和6年度全漁調連要望書 要望内容及び
国回答

報告資料3-3 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会
要望活動結果

参考資料 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会
要望書



6全漁調連第19号
令和6年8月8日

各海区漁業調整委員会長様

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 今野 智光

(公印省略)

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について(送付)

令和6年7月10日に実施した要望活動に係る回答については、別紙のとおりです。

なお、複数の海区がある道県については、代表海区にのみ送付していますので、各海区にお送りいただきますようお願いします。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局

(福島海区漁業調整委員会事務局) 佐藤

TEL:0246-24-6173 FAX:0246-24-6178

fukushimakaiku_f@pref.fukushima.lg.jp

令和6年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	海上保安庁	国土交通省
I 海区漁業調整委員会制度について					
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	△			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	△	●			
3 新たな漁業関係法令の改正について	△	●			
4 海区漁業調整委員の資質向上について	△	●			
II 沿岸漁場の秩序維持について					
1 違法操業の取締強化等					
①取締り体制の連携強化	△	●		△	
②漁業監督吏員の資質向上	△	●			
③密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援	○	○			
2 「密漁もの」の流通防止					
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動の強化	△	●			
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	●	●			
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	△	△			
④シラスウナギ流通の透明化の推進	△	△			
III 太平洋クロマグロの資源管理について					
1 クロマグロ資源の適正利用					
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	△	○			
②漁獲枠配分の公平な配分と留保枠の有効活用等	△	△			
③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について	△	●			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置					
①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理	△	△			
②混獲回避及び適切な数量管理	△	△			
③混獲回避、減収に対する支援制度	△	△			
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	○			
3 遊漁者等の操業自粛措置	△	△			
IV 沿岸資源の適正な利用について					
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整					
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄	△	●			
②沖合漁業に対する指導調整	●	●			
③カツオ・スルメイカにおける漁業調整	△	●			
④海洋環境の変化への対応	△	△			
⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応	△	△			
2 マサバ太平洋系群の適正利用					
①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理	△	△			
②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定	●	△			
③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施	●	●			
3 カツオ資源の適正利用	●	△			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	●	△			
5 沖合漁業の操業秩序の確立					
①VMS情報の多様な活用	△	△			
②VMSを有効に活用した取締強化	△	△			
③AISの利用普及	●	●			●
6 海上大規模開発事業の関係者説明	○	○			

R5比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和6年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	海上保安庁	国土交通省
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について					
①事務の円滑化	△	△			
②申請・報告システムの構築	△	△			
2 新たな資源管理措置等					
①自主的な資源管理の評価	△	●			
②TAC対象魚種追加の慎重な議論	△	●			
③漁業経営に配慮した漁獲管理	△	△			
④地域産業の成長対策の具体化	●	△			
⑤正確な漁獲量を把握する仕組み	△	△			
⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発	●	●			
VI 外国漁船問題等について					
1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定	△	△	●		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	△	●	△		
②日台漁業取決め適用水域での安全操業確保、台湾漁船のPI保険加入義務化	●	△	△		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	△	△	●		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	△	△	△		
⑤対ロシア漁業の操業機会の確保	△	△	△		
⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止	△	△	△		
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施	△	△		●	
②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供	△	●		●	
③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止	△	△		●	
④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保	△	△	△		
4 投棄漁具等による被害の救済	△	●			
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナー・漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施	△	△			
②スピアフィッシングに対する規制強化	△	●			
③遊漁者の資源利用の実態把握	△	△			
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	△	△			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①プレジャーボート利用者に対する損害賠償責任保険加入義務化	△	●			●
②利用者の組織化によるマナーの徹底	●	○			○
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	△	△			●
②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握	△	△			△
③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	△	△			△

R5比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R6年度要望趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R6年度要望	回答、状況等
1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 継続	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 継続 2 新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織である海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていくよう、制度の堅持に努めてまいります。 内容変更
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 内容変更	【水産庁】 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであります。引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 (参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移 令和2年度 181,302千円 令和3年度 181,302千円 令和4年度 181,302千円 令和5年度 176,302千円 令和6年度 176,302千円 継続
3 新たな漁業関係法令の改正について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 内容変更	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。 継続 2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。 継続
4 海区漁業調整委員の資質向上について 海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などをを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。 内容変更	【水産庁】 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の更なる資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、そのための機会の設定に向けて調整してまいりたい。 継続

II 沿岸漁場の秩序維持について

R6年度要望趣旨

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1	1 違法操業の取締強化等	【水産庁】 1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 【継続】
	① 組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 【内容変更】	2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締り、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 【継続】
	② 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 【継続】	3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 【継続】
	③ 漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。 【新規】	4 昨年11月に「令和5年度漁業監督公務員研修会」をWEB会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであります。今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 【内容変更】
		5 沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。 6 密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、 (1)悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 (2)メディアの活用や看板設置等による普及啓発に係る経費 (3)監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 7 また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化に向けた諸制度の運用、一般市民への啓発を併せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 【新規】
		【海上保安庁】 海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、水産庁や警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っているところ。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 また、最近一般人がレジャー感覚で密漁する事例もみられることから、東京湾を中心とした浜辺等においても監視・取締りにしっかりと取り組んでまいります。 【内容変更】

2	<p>②「密漁もの」の流通防止 ①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。</p> <p>内容変更</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。</p> <p>継続</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。</p> <p>内容変更</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。</p> <p>内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。</p> <p>継続</p> <p>2 また、都道府県への交付金により、 (1)悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 (2)メディアの活用や看板設置等による普及啓発に係る経費 (3)監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。</p> <p>継続</p> <p>3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。</p> <p>内容変更</p> <p>4 また、大間での太平洋クロマグロの不正流通事案の発生をうけ、先般の国会において水産流通適正化法を改正し、太平洋クロマグロの大型魚を念頭に、採捕者、流通事業者に対し、取引時における個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存の義務付け等の措置を講ずることとした。</p> <p>新規</p> <p>5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。</p> <p>内容変更</p> <p>6 シラスウナギについても、令和7年12月から水産流通適正化法が適用されることに向け、同法による漁獲番号・取引記録の伝達等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムを設計し、現在開発を行っている。</p> <p>内容変更</p> <p>7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。</p> <p>継続</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万円 ⇒ 懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p>
---	---	--

III 太平洋クロマグロの資源管理について

R6年度要望趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混亂が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚探捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R6年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現</p> <p>ア 日本の漁獲枠の増枠</p> <p>太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>イ 資源評価結果を反映した増枠の実現</p> <p>最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 太平洋クロマグロについては、厳格な資源管理に取り組んできた結果、資源は順調に回復しているところであります。我が国漁業者の間に、増枠に対する強い要望があると承知しています。新規</p> <p>2 7月10日から始まるIATTCとWCPFCの合同作業部会に、我が国から増枠の提案を提出したところであります。この中には、漁獲枠未利用分の繰越に関する規定を維持することも含まれております。増枠の実現には12月の年次会合を含めた関連の国際会議でコンセンサスが必要となるところ、増枠の議論やその結果については予断できませんが、我が国としては最新の資源状況に応じた増枠ができるよう交渉にあたる考えです。新規</p> <p>3 資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また1年間では資源評価に係るデータの更新が限定的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではありません。本年は新たな資源評価が行なわれたところであります。我が国としてはこれを踏まえた増枠が実現するよう努力してまいります。新規</p>

<p>1② 1 クロマグロ資源の適正利用 ②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 <u>ア 沿岸漁業に配慮した配分</u> 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和6管理年度のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2022年の8か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。</p>
	<p>2 本年、WCPFCにおいて増枠の可能性が出てくる場合には、水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を開催し、国内配分の考え方を検討する予定。</p>
	<p>内容変更</p>
<p><u>イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し</u> 資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。</p>	<p>内容変更</p>
<p><u>ウ 定置網の突発的な入網への対応</u> 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p>	<p>内容変更</p>
<p><u>エ 枠の融通と留保枠の有効活用</u> 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合せて検討すること。</p>	
<p>国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。</p>	<p>内容変更</p>

<p>1③ 1 クロマグロ資源の適正利用 ③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。</p>	<p>【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。 【継続】</p> <p>2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないど承知しております、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 【継続】</p> <p>イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】</p>
<p>2① 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ① 漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網等 定置網における漁獲制限の具体的な調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。 規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。</p>	<p>【水産庁】 1 令和6管理年度におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2022年の8か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行っている。 【継続】</p> <p>2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。 【継続】</p> <p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。 と示されているところである。 このことから、令和6管理年度の大中型まき網漁業への小型魚の配分については、約300トンを大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年である2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1にまで減少させているところである。</p> <p>4 一方で、「くろまぐろ部会」のとりまとめでは、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。 【内容変更】</p> <p>5 大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。 【継続】</p>

<p>2(2) 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ②混獲回避及び適切な数量管理 ア 混獲回避及び再放流技術開発 定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。 また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成 29 年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続</p> <p>2 また、平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成 30 年度補正予算においては、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置している。 継続</p> <p>3 資源管理のための放流の取組みについては、海上保安部でもご理解いただいているとの認識だが、海上保安部との間で何か問題等がある場合は、隨時ご相談いただきたい。 新規</p> <p>4 また、沖合底びき網漁業にクロマグロの死骸が入網し、同時に入網したずわいがに等の漁獲物に被害が生じた例があることは承知しており、実態把握や原因究明のため、入網した際の情報を収集しているが、残念ながら、現時点では原因等は明らかになっていない。引き続き、関係漁業者に死亡個体は水揚げし TAC 報告を行うよう指導を行うとともに、漁業者からの情報提供も得ながら、原因の調査を含め再発の防止に努めてまいりたい。 新規</p>
---	--

<p>2(3) 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ③混獲回避、減収に対する支援制度 ア クロマグロ混獲回避の取組支援 混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。 混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。</p>	<p>【水産庁】 (ア～エについて)</p> <p>1 平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。</p> <p>2 厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。</p> <p>内容変更</p> <p>イ 混獲回避型休漁支援 混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</p> <p>内容変更</p> <p>ウ 漁業収入安定対策事業の拡大 資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。</p> <p>内容変更</p> <p>エ 迅速な支払い 上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を來さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>内容変更</p> <p>オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策 産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮して対策を講じること。</p> <p>内容変更</p> <p>カ いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。</p> <p>新規</p>
--	---

2④	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④ 漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 農林水産省は、令和2年9月に公表した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」(※旧ロードマップ)に基づき、500箇所以上の漁協及び産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制や、大臣許可漁業の電子的な漁獲報告体制を既に構築し、運用を開始しています。</p> <p>2 これらの体制を活用することにより、報告にかかる漁業者の負担感を軽減しつつ、正確かつ迅速な漁獲状況の把握に取り組んでまいります。</p> <p>3 なおクロマグロについては、今般の漁業法改正に伴い、漁獲報告の内容等も変わることから、報告方法についても別途、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>3 遊漁者等の操業自粛措置 ア 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。</p> <p>イ 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確實かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。</p> <p>ウ 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>(アについて)</p> <p>1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどとの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。</p> <p>2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が予め定めた時期ごとに一定の数量を超えるおそれがある場合は、当該時期の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。</p> <p>3 さらに、取締りについては、これまででも都道府県等と連携し立入検査を行っていたが、本年4月から、水産庁に漁獲監理官を設置し、太平洋クロマグロの主要な陸揚港において関係事業者等を対象とした陸揚げ状況の検査や巡回指導を開始したところであり、クロマグロ遊漁についても、都道府県の水産部局等とより一層連携を図りつつ、監視や取締りの強化を図ってまいりたい。 その上で、違反が確認された場合には、令和6年4月以降は直ちに農林水産大臣名で広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令を行うこととした。当該命令に従わなかった場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が適用されることとなっている。</p> <p>(イについて)</p> <p>4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用Webサイトや水産庁で開発したアプリ等から採捕量等の報告を義務づけており、報告期限については、令和6年4月から、陸揚げ後5日から3日以内に短縮し、迅速な報告を求める。</p> <p>5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に直接連絡し、採捕した状況の詳細について確認を行うとともに、疑義情^{新規}た際には、関係機関と連携して調査等を行っている。</p> <p>(ウについて)</p> <p>6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、届出制の導入等の検討による管理の高度化を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理^{新規}を推進していくこととしている。</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

R6年度要望趣旨

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるTAC、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が國漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1①	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び 大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">内容変更</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div> <p>削除</p> <p>3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の要請や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいりたい。</p>
1②	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ②沖合漁業に対する指導調整 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自動的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div> <p>3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</div> <p>削除</p> <p>4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>

R6年度要望	回答、状況等
1③ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ③カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
1④ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ④海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。本年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに対応した操業が求められてきていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきていている。また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
1⑤ 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことは必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>2① 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。 我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ぼないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るために、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。</p>	<p>【水産庁】 1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とするTAC管理を開始し、令和3管理年度からは、漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせた管理を実施しているところである。また、ご指摘の大中型まき網漁業においては、同じく令和3管理年度より同系群を漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。 [続] 2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、<u>禁止期間・禁止区域の拡大や漁船同士の距離のルール等の導入</u>を図ったところ。ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りを行うとともに、日本漁船の安全操業の確保に向け対応してまいりたい。 [内容変更] 3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。 [続]</p>
<p>2② 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定 目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てるこ。</p>	<p>【水産庁】 1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最新の科学的知見を踏まえて実施される資源評価に基づき、設定されているものである。 [続] 2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、<u>現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測</u>がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。 [内容変更] 3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的な内容を定めていくこととしており、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。 [内容変更] 4 なお、サバ類太平洋系群は、令和6管理年度中に直近の資源評価等を踏まえた資源管理方針の検討を行うこととしており、今後資源管理方針に関する検討会(ステークホルダーアー会合)を開催して、議論していくこととしている。 [内容変更]</p>
<p>2③ 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】 1 漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダーアー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかりと漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。 [続] 2 また、資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。 [続] 3 こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。 [続]</p>

R6年度要望		回答、状況等
3	3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を推進すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。 継続</p> <p>2 2022年のWCPFCでは、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた管理方式が採択された。また2023年のWCPFCでは、カツオを含む熱帯マグロ類の保存管理措置を更新し、漁獲量・漁獲努力量が基準値を上回った場合に、措置を見直す規定を追加した。引き続き、適切な資源管理が実施されるよう取り組んでいく。 内容変更</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。 継続</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 継続</p>
4	4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。	<p>【水産庁】</p> <p><科学的評価の実施></p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。 継続</p> <p><国際的な資源管理の推進></p> <p>2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。 継続</p> <p>3 サンマについては、本年4月に開催されたNPFC第8回年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量(TAC)を算出する「暫定漁獲管理規則」が合意された。2024年の措置として、「暫定漁獲管理規則」に基づき、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意された。 内容変更</p> <p>4 マサバについても、同会合において、公海における漁獲量を10万トンに制限する措置が合意された。 内容変更</p> <p>5 サンマやマサバ等の資源管理の充実のため、来年3月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。 継続</p>
5①	5 沖合漁業の操業秩序の確立 ①VMS情報の多様な活用 沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。 継続</p> <p>2 VMS情報については、 ①法の規定に即して利用しなければならず、 ②個別具体的な取締情報であり、厳重な取扱いが求められることから、ご指摘のような「多様な活用」は基本的には困難であるものの、国としてこれらの観点を踏まえた適切な活用を図ってまいりたい。 内容変更</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>5② 5 沖合漁業の操業秩序の確立 <u>②VMSを有効に活用した取締強化</u></p> <p>VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 大臣許可漁業については、全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けてきたところであるが、漁船の操業状況等を把握できるVMSの必要性は高まってきていることから、先般の国会において漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>5 なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても遵法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

R6年度要望	回答、状況等
5③ 5 沖合漁業の操業秩序の確立 ③AISの利用普及 AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。 [繙続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 AIS利用の普及については、 ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資する AISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進 等の取組を実施しているところ。</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間ににおける周知啓発キャンペーンの実施等、AISの普及に向けた指導に努めているところ。 [繙続]</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、水産業の安全対策に取り組んで参りたい。 [繙続]</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの茶道が徹底されるよう周知等を行ってまいります。 [繙続]</p>
6 6 海上大規模開発事業の関係者説明 風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。 審査段階での情報提供について、地元のみだけではなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 [新規]	<p>1 現在、国全体として、2050カーボンニュートラルの実現等に向け、再生可能エネルギーを推進しており、その中で、洋上風力発電設備の設置については、いわゆる「再エネ海域利用法」(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。</p> <p>2 同法では、洋上風力等の発電事業の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が要件の一つとして規定されている。そのため、具体的な案件形成においては、(法定の協議会を設置する前の段階から、)関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考えている。 [新規]</p> <p>3 個々の案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある漁業者がきちんと把握され、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう、適切な情報提供を求めており、引き続き、(再エネ海域利用法の主務省庁である)経済産業省及び国土交通省とも連携して対応してまいりたい。 [新規]</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R6年度要望趣旨

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化 ①事務の円滑化 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 ②申請、報告システムの構築 システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。	【水産庁】 1 これまでも、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が軽減されるよう各種システムの構築を進めてきたところであり、都道府県のご尽力により、既に全国500か所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制を整備し、運営している。 4 今後は本年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、国のシステムの整備を進めることにより、現場の事務負担を軽減するデジタル化に取り組んでまいりたい。なお、報告体制についてはほぼ構築が済んでいると認識しているが、引き続き都道府県の事情に応じて相談に対応して参りたい。 内容変更 内容変更 内容変更 新規	

R6年度要望	回答、状況等
2① 2 新たな資源管理措置等について ① <u>自主的な資源管理の評価</u> 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られない魚種や、数量管理が困難または適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理においては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組が行われているなど重要なものであり、法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 また、現時点では利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC資源の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討し、またステップアップ期間も活用して対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>
2② 2 新たな資源管理措置等について ② <u>TAC対象魚種追加の慎重な議論</u> TAC対象魚種の追加は漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の問題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の視界を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。 また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たなTAC対象資源の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を実施しているところであり、引き続き、海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>2③ 2 新たな資源管理措置等について ③ 漁業経営に配慮した漁獲管理 複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかかるないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。 資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</p> <p style="text-align: center;">内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 新たなTAC対象資源の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を聴き、行政や専門家との意見交換を行い、資源の特性や漁業の実態を考慮して管理の在り方を検討しているところである。</p> <p style="text-align: right;">2②再掲</p> <p>2 混獲についても資源に与える影響は変わらず、管理する必要があることを念頭に、TAC管理のステップアップ期間も活用して、資源ごとにどのような工夫が可能か引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 また、適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一定以上の減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>2④ 2 新たな資源管理措置等について ④ 地域産業の成長対策の具体化 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p> <p style="text-align: center;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、水産加工業に対しては、地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組を支援している。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>4 加えて、漁村は、高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史など、大きなポテンシャルを有しており、水産庁では、こうした地域資源を活用する事業を海業と位置づけ、海業を全国で展開することを通じて、水産物の消費増進や交流促進により、漁村地域の所得と雇用機会の確保を図り、漁村の持続的な発展を目指すこととしている。 このため、漁港漁場整備法を改正し、漁港において海業に取り組みやすくするための仕組みを整えたところ。 また、 ①関係省庁協力の下、海業に係る施策をとりまとめた「海業支援パッケージ」の作成・周知 ②このような支援制度について、地域において十分理解が進み浸透するよう、海業振興総合相談窓口(海業振興コンシェルジュ)の設置 ③海業を普及・推進するため、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、54地区を公表 等の取組を行っているところであります、引き続き、広く海業の取組を浸透させるため、漁業者等の理解促進を図りながら、海業を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

R6年度要望	回答、状況等
<p>2⑤ 3 新たな資源管理措置について ⑤ 正確な漁獲量を把握する仕組み TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>	<p>【水産庁】 1 流通経路については、資源ごとに様々であることから、新しいTAC資源については、「TAC管理のステップアップ」のステップ1の期間において実態を把握し、関係都道府県等と協力しながら、より正確な漁獲量把握の体制整備を進めてまいりたい。 続編</p> <p>2 なお、漁獲物が産地市場を通らずに流通する事例については、一義的には漁業者本人からしっかりと報告を行ってもらうことが必要であり、都道府県によっては、電子的に報告するためのアプリケーションを準備したところです。 内容変更</p>
<p>2⑥ 3 新たな資源管理措置について ⑥ 定置網等の特性に応じた数量管理技術開発 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p>	<p>【水産庁】 1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。 続編</p> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。 続編</p>

VI 外国漁船問題等について

R6年度要望趣旨

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているますが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

R6年度要望		回答、状況等
1	1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいりたい。</p> <p>2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいりたい。</p> <p>3 暫定水域については、これまで長年にわたり韓国政府に対し、強い姿勢で暫定水域の問題解決に向けた働きかけを行っている。今後とも、暫定水域における資源管理及び操業秩序の問題に解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>新規</p>
	内容変更	

<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制</p> <p>日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。</p> <p>また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め適用水域の拡大について、台湾側と協議するつもりはない。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めている。本年(2024年)3月に台北で日台漁業委員会が開催され、2024年漁期の操業ルールについて、粘り強く交渉を行った結果、2019年以降適用されてきた操業ルールを継続することで一致した。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議する考えはないが、いずれにせよ、政府としては同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>2② 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>② 日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化</p> <p>日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 本年3月の日台漁業委員会の結果、現状の操業ルールを継続することとなつたが、関係漁業者が安心して操業できるよう、引き続きルールの見直しに努めていく。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>VI-2①参照</p>

<p>2(3) 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序の確立 <u>韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国のEEZ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。</u> <u>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</u> <u>ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。</u> <u>また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁では、韓国漁船の違法操業を防止するため、違反が頻発する九州・山陰海域に漁業取締船を配備し、我が国水域への侵入防止を図っているところであります、引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保に努めてまいりたい。新規</p> <p>2 暫定水域については、これまで長年にわたり、日韓漁業協議等において、日本側から、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく、韓国政府に協議を求めてきたところ。現在の日韓関係の状況を踏まえながら、しっかりと取り組んでまいりたい。内容変更</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しております、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。継続</p> <p>4 また、分布域に暫定水域を含む魚種について、我が国としても暫定水域を含めた日本海の資源調査を実施してきたところ。資源評価等に関する関係国との連携強化は重要であり、可能なものから取り組んでまいりたい。新規</p> <p>【外務省】</p> <p>1 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。</p> <p>2 このため、2016年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。</p> <p>3 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかりと取り組んでいく考え。継続</p>
--	---

<p>2④ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策</p> <p>中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。</p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化すること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日中暫定措置水域および北緯27度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。なお、北緯27度以南水域については、協定上、日中漁業共同委員会の協議対象と位置づけられているところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 中国さんご船による密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を令和4年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>日中漁業協定に関し、御指摘については重く受け止めており、政府部内でもしかるべく共有したい。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかりと対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
--	--

<p>2⑤ 2 漁業協定等の見直し・暫定 水域等の操業秩序確立と資源 管理 ⑤対ロシア漁業の操業機会の 確保</p> <p><u>現在、北海道では、ロシアと の漁業協定に基づき、地先沖 合漁業を始め4種の漁業がお こなされており、地域経済に おいて重要な役割を果たして いることから、今後も協定の下 での操業が継続されることは もとより、対口交渉において、 協力金の引き下げ等の操業 条件の緩和や、国による支援 の継続が必要よなっている。</u></p> <p><u>地先沖合漁業を始めとする 対口漁業の操業機会の確保を 強力に推進するとともに、積極 的な外交交渉による操業条件 の緩和と国による支援を行う こと。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、日本漁船の操業機会を確保できるよう、外務省とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。</p>
	<p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>2 日ロ間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、<u>地先沖合漁業交渉においては、操業条件の見直しや操業に必要な経費を大幅削減するとともに、本年の日本水域に係る日ロさけ・ます漁業交渉においても、協力金の下限額を引き下げるなど、日本漁船にとって操業条件の緩和と費用負担の軽減を実現してきたところ。今後とも、漁業交渉の場において、努力をしていく。</u></p>
	<p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。</p>
	<p>4 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の円滑な操業については、必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。</p>
	<p style="text-align: right;">[繼続]</p>
	<p>【外務省】</p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのはご承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく意向。</p>
	<p>2 こうした考え方の下、ロシアによるウクライナ侵略開始後も、漁業分野の3つの政府間協定及び1つの民間取決めに基づく操業ができるようロシア側とやり取りを重ねてきており、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定、貝殻島昆布協定に基づく操業が実現。</p>
	<p>3 他方、残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定については、ロシア側が我が国に対する制裁を理由に政府間協議に応じておらず、2023年以來操業が実施できていない。政府としては、ロシア側がかかる対応をとっていることは受け入れられず、枠組協定の下での操業を実施できるよう、引き続き適切に対応していく。6月21日に中込歐州局長からヴォロビヨヴァ露外務省第三アジア局長に対し、操業の早期再開を求めた。</p>
	<p>4 日本政府として、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。</p>
	<p style="text-align: right;">[新規]</p>

<p>2⑥ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑥ EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。 現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船舶特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、ロシア漁船が原因と思われる漁具被害が発生した際には、ロシア側に対し、我が国漁業者の被害状況を説明し、再発防止について申し入れるとともに、漁具被害を未然に防止するため、日本側からロシア側に四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置を通報し、ロシア側がロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底する体制を構築している。</p> <p>2 ロシア側は、日本水域では慎重な操業を行い、日本側から通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しており、現に2022年以降はロシア漁船が原因と思われる漁具被害に関する情報が寄せられていない状況ではあるが、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p>3 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2を支援しているところであり、まずは当該事業を活用いただきたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>御指摘の「ロシア大型冷凍トロール船」は、日ソ地先沖合協定に基づいて日本の200海里水域で操業するロシア船のことであると理解したが、同協定に基づく日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも、露側のトロール船への対応をロシア側としっかり話しあっていると承知しており、外務省としても、引き続き水産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域(太平洋側)において日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報している。引き続き、水産庁と連携し、漁具被害の防止に努めていく。</p>
<p>3① 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ① 領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施 サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁では、令和2年から令和4年にかけて漁業取締船2隻を大型化するとともに2隻を増隻し、計46隻の漁業取締船で監視・取締活動を行っているところ。</p> <p>2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、令和元年度から本年度までの5か年で、海事職を34名、その他17名を増員するとともに、令和4年4月に漁業取締課内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したところ。</p> <p>3 外国漁船の取締りにあたっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船を配備し、監視・取締活動を行っている。</p> <p>4 特に、大和堆周辺水域の我が国排他的経済水域においては、周年にわたり配備している漁業取締船に加え、我が国いか釣り漁業の漁期が始まる前の5月からは更に漁業取締船を重点的に配備し、海上保安庁とも連携して対応を行っている。</p> <p>5 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、放水銃や船体の防弾化など装備面の強化・充実等を図り、引き続き、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう努めてまいりたい。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、一昨年の12月、大和堆や尖閣諸島も含め国内外の厳しい情勢を踏まえ、ハード面での大幅な増強整備を進めていくこととした「海上保安能力強化に関する方針」を定めたところ。今後ともこの方針に基づき、巡視船や航空機の増強のほか、併せて必要な要員の確保を含め順次進めてまいります。</p>
	<p>内容変更</p> <p>内容変更</p> <p>内容変更</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>内容変更</p> <p>新規</p>

<p>3② 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供</p> <p>中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。 また、外交ルートにおいても、直ちに中国側に厳重に抗議し、再発防止を強く求めている。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して外国漁船の我が国領海内への侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難であるが、水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>削除</p> <p>一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。</p>
<p>3③ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>③ 外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止</p> <p>外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に紧迫した危難がある場合や急病人の発生など人命の安全を保持するため、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には、農林水産大臣の寄港の許可が必要である旨、強く指導してきたところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 なお、外国漁船に対し、やむを得ず緊急避泊を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うよう引き続き指導するとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁船に対し、基本的ルールの遵守についても要請してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るために、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘査しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っているところ。</p> <p>その上で、緊急入域する外國船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。</p> <p>また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。</p> <p>引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>

<p>3④ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保 北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにすわいがいかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えば大惨事となっていた可能性がある。 外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に搭載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保との確な情報提供に万全を期すこと。 万が一、自國漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房から送付されるミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達しており、平成30年度には、受信したミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で即座に漁船へ伝達するシステムを全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p> <p>2 水産庁ではこれに加え、漁業無線局や都道府県を通じて漁船の安全を確認する作業を行っている。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>3 漁業者の安全な操業の確保に万全を期するため、引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、緊張感をもって対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>【外務省】</p> <p>1 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、関連する安保理決議に違反するのみならず、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>2 特に付近を航行する船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて問題であり、漁業関係者の安全に対する懸念についても理解。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>3 北朝鮮による弾道ミサイル等発射に際しては、その度ごとに北朝鮮側に対して厳重に抗議している。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p> <p>4 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p>
<p>4 4 投棄漁具等による被害の救済 韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和5年度補正予算により20億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となっており、令和5年度補正予算により15億円を積み増したところである。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更: R4韓国中国25億円、R4沖縄15億円]</p> <p>2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[繼続]</p>

VII 海洋性レジャーとの調整等について

R6年度要望趣旨

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート(登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり)は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻轆する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

R6年度要望	回答、状況等
1① 1 遊漁と漁業の調整 ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方方に係る積極的な広報等の実施 ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして 국민に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスマディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。 新規	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 継続</p> <p>2 また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。また、遊漁者と漁業者のトラブルを防止する取り組み事例の一つとして、静岡県西伊豆町では、「海釣りGO！」というアプリで釣り場の管理を行っており、その中でルールの周知を行っているような事例もあることは承知している。 内容変更</p> <p>3 引き続き、遊漁団体や釣りメディア等と連携して遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいりたい。 継続</p>
イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。 新規	
ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー(遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等)についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。 新規	

<p>1② 1 遊漁と漁業の調整 ②スピアフィッシングに対する規制強化 漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。</p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法か否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。</p> <p>3 いざれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県で検討されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。</p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p>
<p>1③ 1 遊漁と漁業の調整 ③遊漁者の資源利用の実態把握 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。</p> <p>2 クロマグロ以外の魚種については、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化など、遊漁者が資源管理に取り組みやすい環境の整備に努めてきたところ。</p> <p>3 他方で、漁業におけるTAC管理導入の進展等に応じ、漁業者からは遊漁による採捕量把握や管理強化が強く求められているところであり(マダイ、キンメダイ、ブリ等)、実態把握等の優先度が高いものについて、委託事業により採捕量等の情報収集・推計に取り組んでいるところである。</p> <p>4 また、令和6年4月1日から施行された改正遊漁船業法において設けられた協議会の仕組みを利用し、地域における遊漁の資源管理に対するルールづくり等を促すとともに、業務主任者に対し、利用者に採捕報告を促すよう協力を求めているところである。</p> <p>5 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上であることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換・情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していくことを検討していく。</p>

<p>1④ 1 遊漁と漁業の調整</p> <p>④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備</p> <p>漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。</p> <p>漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、<u>全国的な資源管理のルール導入</u>を図ること。</p> <p>都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年、都道府県遊漁・海面利用業務担当者に対して調査を実施し、実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p>2. また、令和6年4月1日に施行された改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところである。本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたい。</p> <p>3 なお、遊漁船業と漁業の兼業率は7割以上あることに加え、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。このような既存組織や前述の遊漁船業に関する協議会なども活用して資源管理の重要性や遊漁採捕量把握の必要性、資源の持続的利用のためのルールなどについて意見交換、情報共有を行っていく必要があると考えており、引き続き、都道府県や関係団体と連携して検討していくこと。</p>
<p>2① 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>① プレジャーボート利用差者に対する賠償責任保険加入義務化</p> <p>プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険事業として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和5年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられていますが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和5年末のプレジャーボートの保有隻数は約21万隻、海難事故は891件であるところ、年間の事故件数や、自賠責制度の補償の範囲を踏まえると自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられます。</p> <p>なお、プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能です。</p> <p>人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識しており、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導しております。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参ります。</p>

<p>2② 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>②利用者の組織化によるマナーの周知徹底</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>1 プレジャーボートや水上オートバイ等の運航に係る安全性の確保については、国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 新規</p> <p>2 プレジャーボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 新規</p> <p>3 また、漁港区域内の放置艇の隻数は、令和4年度に水産庁及び国土交通省が実施した全国実態調査において1.8万隻と、前回調査時(平成30年)と比べ約4千隻減少している。</p> <p>このような中、地域にとって支障となる放置艇については概ね10年程度を目途に解消できるよう、本年3月に、水産庁及び国土交通省において「三水域(港湾・河川・漁港)におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」をとりまとめたところであり、具体的な対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①係留・保管能力の向上 ②効果的な規制措置の実施 ③水域管理者等による監督の推進 ④放置艇の新規発生を防ぐ予防的措置の実施 ⑤広域的な対策の推進 <p>を示しているところ。</p> <p>水産庁としては、今後とも、放置艇を係留・保管するための収容施設の整備や既存施設の有効活用等により、地方自治体の放置艇対策を支援してまいりたい。</p> <p>新規</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>小型船舶操縦士免許の取得又は更新に際しては、教本や視聴覚教材を用いて、関係法令や規則等を習得させるための教育を行っております。</p> <p>また、小型船舶操縦者の遵守事項について、地方運輸局等が、海上保安庁と協力して、全国各地のマリーナ等を巡回して違反の取り締まりを行うとともに、各地で開催されるボートショーなどにおいてリーフレットの配布等による周知啓発に取り組んでおります。</p> <p>加えて毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーん」において、発航前検査の実施や船外機の適切な点検・整備を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、プレジャーボートの安全確保に向けた取組を行っております。</p> <p>なお、ミニボートユーザーに対しては、ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者が販売時に「ミニボート安全ハンドブック」と同封し、海上交通ルールの遵守等を周知しており、国土交通省としても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」のパンフレット及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、各地で開催されるボートショーなどボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところです。</p> <p>国土交通省としましては、これらの活動を通じて、小型船舶操縦士のマナー向上を図り、漁業関係者とプレジャーボート利用者の共生に引き続き努めています。</p> <p>新規</p>
---	--

<p>2② また、無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>【国土交通省海事局】 小型船舶操縦免許証には5年間の有効期間が設定されており、その更新の際に、関係法令や規則に関する最新の知識等について更新講習を受講させることにより、これらの知識等を継続的に習得させています。これに加え、小型船舶操縦者の遵守事項に違反した者に対しては、違反点数を付与するとともに、安全意識の徹底のための再教育も実施しております。 また、毎年4月から8月に関係省庁・団体と連携して対応している「小型船舶に対する安全キャンペーン」において、水上オートバイに乗る際に遵守すべき事項や船舶番号の適正な表示を促すリーフレットを使用して啓発に努めるなど、一層の安全確保に向けた取組を行っております。 さらに、水上オートバイについては、メーカー直営販売店などで組織化された全国NPO法人パーソナルウォータークラフト安全協会(PWSA)において、ユーザーに対して安全に係る周知啓発活動を実施しており、国土交通省もその活動を促進しているところです。 また、国土交通省においては、ボートユーザーが多く集まる全国のボートショーなどのイベント等において、安全啓発に係る周知活動を実施しているところであります。 国土交通省としましては、これらの組織を通じて、水上オートバイの操縦者に対する周知啓発に努めて参ります。</p>
---	---

新規

<p>3① 3 ミニボート等による危険行為の防止</p> <p>①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p> <p>安全対策上の制度創設に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとした。 [続続]</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 [内容変更]</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 [続続]</p> <p>参考：令和6年度国土交通省交通安全業務計画 交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画（令和3年3月中央交通安全対策会議決定）に基づき、令和6年度において、国土交通省が交通安全に關し講ずべき施策等について、定めたものである。</p> <p>第2部 海上交通の安全に関する施策 第4節 小型船舶の安全対策の充実</p> <p>2 プレジャーボートの安全対策の推進 (2)ミニボートの安全対策の実施 ミニボートの安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱を呼びかけるなど、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。</p> <p>※ミニボート 長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートは、低出力・低速で航行できる区域が限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次の安全対策を推進しております。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。（当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めています。）</p> <p>また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施しております。（当該マニュアルでは、夜間や暗い未明に出港しないことや、他船に気付いてもらえるよう、ボートに派手な旗を高く掲げておくことを推奨しております。）</p> <p>このような取り組みを継続し、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参ります。 [続続]</p>
--	--

<p>③ ② 3 ミニボートによる危険行為の防止 ② 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握 ミニボート等(SUPを含む)を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ポート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。 海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省に伝えることとしたい。 【継続】</p> <p>2 ミニボート等が漁業の妨げになっているとの指摘を踏まえ、水産庁ホームページにおいて、マリンレジャー関係者に向けた遊漁・海面利用の基本的なルールやマナーの情報に加え、海上保安庁が作成したマリンレジャーの安全啓発のための情報や船舶の安全を所管する国土交通省が「ミニボートの安全対策の実施」を定めている交通安全業務計画を掲載するなど、周知を図っている。更に、プレジャーボート愛好者等に対する効果的な周知方法等について、マリンレジャー関係団体と意見交換を行っているところである。 【内容変更】</p> <p>3 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。 【継続】</p> <p>参考: 海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和5年のミニボートの事故隻数は107(106)隻。船舶事故隻数は増加。(※()内は令和4年)</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知しています。 しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内しています。</p> <p>国土交通省においても、HPに「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」と安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参ります。</p> <p>漂流したミニボートが、救難活動に支障を及ぼすことがないよう、海上交通のルールやミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用していただくため、国土交通省では、業界団体と連携し、安全啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>漂流しているミニボートの利用者を特定するために、国土交通省では、HPに掲載している「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」において、ミニボートに連絡先を記載しておくことを推奨し、万が一流出した場合に海上保安庁へ連絡することを案内しています。</p> <p>なお、国による船舶の登録制度については、売買時のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図るほか、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止のために実施しているものですが、財産価値が低いこと等の理由から、小型で小馬力の船舶などは対象外としています。</p> <p>また、ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えています。</p> <p>いずれにせよ、ミニボートの海難事故の減少に向け引き続き実効性のある対策を検討実施していきたいと考えています。 【内容変更】</p>
--	--

<p>3③ 3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化</p> <p><u>ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</u></p> <p><u>賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。</u></p> <p>日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ミニボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。継続</p> <p>2 日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象であり、スポーツやレクリエーション用のミニボートは当該責任保険の対象になっている。新規</p> <p>3 なお、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくならないため、ゴムボートはプレジャーボート責任保険の対象となっていないが、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から当該責任保険の対象となっているところ。内容変更</p> <p>4 プレジャーボート責任保険は、漁船保険事業の実施に支障のない範囲において、日本漁船保険組合が行う任意保険事業であるため、ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。内容変更</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えております。</p> <p>また、ミニボートの利用者に対しては、プレジャーボート保険への加入を促すことを含めて安全啓発を行っている(パンフレットの配布等)ところ、今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参ります。</p> <p>なお、プレジャーボートと保険については、様々な損害保険会社等が提供しているところ、「船底がFRPされていない推進器付きゴムボート」を対象としているかは保険商品により異なるため、各保険会社にお尋ねいただければと思います。内容変更</p>
--	---

(参考資料)

要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会

令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサ

イル発射が続いている、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱いています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャー・ボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になっております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願ひ申し上げます。

令和6年7月10日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 今野智光

新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援
(II 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について
(III 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策
(III 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度
(III 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明
(IV 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策
(VII 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発
(VII 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化
(VII 2 プレジャー・ボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけではなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るために、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議を行うためには、海区漁業調整委員の専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を搖るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

- ①組織化及び広域化する密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- ②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
- ③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。【新規】

2 「密漁もの」の流通防止

- ①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。
- ②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。
- ③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。
- ④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されていることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。

III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等国際会議で議論をリードし、漁獲枠の拡大が早期に実現するよう引き続き強く働きかけること。

イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方法については、沿岸漁

業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。

イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。

ウ 定置網の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう、次期切替時に合せて検討すること。

国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。

③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 【新規】

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

ア 定置網等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配

慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

ウ 大臣許可漁業

資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

②混獲回避及び適切な数量管理

ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ 適切な数量管理

数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。

③混獲回避、減収に対する支援制度

ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる機器の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、

各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。

エ 迅速な支払い

上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

オ 産地魚市場や水産加工業者等への対策

産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

カ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。【新規】

④漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

ア 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締を強化すること。

イ 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。

ウ 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

【新規】

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、令和5年3月、北太平洋漁業委員会（N P F C）で、令和5年と令和6年の措置として、公海におけるT A C、国別漁獲上限について大幅に削減する措置が合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。

②沖合漁業に対する指導調整

沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。

③カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、T A C管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

④海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。

我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。

伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定

目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施

漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の

大臣許可漁業と沿岸曳繩漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

①VMS情報の多様な活用

沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。

②VMSを有効に活用した取締強化

VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努め、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。

禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③AISの利用普及

AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ 内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけではなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。【新規】

V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められています。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

①事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

②申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新たな資源管理措置等

①自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。

また、ロードマップ等に示されているスケジュールにこだわらず、精度の

高い資源評価や生態解明、資源量・再生産の分析・評価を行うこと。資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

②TAC対象魚種追加の慎重な議論

TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、関係者の理解を得た上で、資源状況、漁業実態、経済価値のみならず対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて慎重に議論すること。

また、数量管理が困難もしくは適さないと判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、丁寧に議論し、漁業者の十分な理解を得た上で慎重に進めること。

③漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

④地域産業の成長対策の具体化

漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

⑥定置網等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いているが、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いている。

我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。

我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっています。

分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降はこれまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となった可能性がありました。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内の漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経 125 度 30 分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、我が国の經濟水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

②日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のP.I.保険の加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP.I.保険への加入義務化を促すこと。

③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国のはえ縄漁船は、我が国漁船と漁場競合しており、我が国EEZ内における操業を禁止し、取締強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理を行う体制作りがTAC魚種拡大の議論の前に必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国漁船が安心して操業できるよう、中国漁船の操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化すること。

また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤対ロシア漁業の操業機会の確保

現在、北海道では、ロシアとの漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め4種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対口交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。

地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進とともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

⑥EEZ内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。

現実的に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

①領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接、周辺で操業する漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮屈した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入

域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射について、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一歩間違えれば大惨事となつた可能性がある。

外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁船に登載されたVMSの位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自國漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っているサンゴ網について、除去技術の開発を図り、回収に努めること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されることから、漁業制度や遊漁マナーの啓発、遊漁者の資源利用実態把握と資源管理を行わせる体制整備が求められています。

プレジャーボート等には運行に係る安全性の確保及び漁具への被害の防止が必要であり、利用者に対する保険加入の義務付け、物損被害への補償の充実や、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート（登録長3m未満、出力1.5kW未満、プロペラによる身体障害防止機構あり）は、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻轆する港の周辺での遊漁などを行っており、ミニボートによる海難事故が発生していることから、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

一方、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船で海難事故が頻発しているところです。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に関する積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

イ 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。【新規】

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。【新規】

②スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

③遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進め、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

①プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

②利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

【新規】

3 ミニボート等による危険行為の防止

①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面利用者相互の安全を確保するため、海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

安全対策上の制度創設等に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後とも、より一層協力しながら行うこと。

②安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）を販売する際に、「操縦や安全性についての講習受講」を義務付けるとともに、インターネット購買者も含めた販売条件とするよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れがあることから、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に保険加入を義務付けること。法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。

日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。